



平成 29 年 10 月 25 日

各 位

会 社 名 河西工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 堀 浩治  
(コード7256 東証第一部)  
問合せ先 取締役専務執行役員 半谷勝二  
(TEL : 0 4 6 7 - 7 5 - 1 1 2 5)

### 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 処分要領

(1) 処分期日	平成 29 年 11 月 13 日
(2) 処分株式数	普通株式 155, 429 株
(3) 処分価格	1 株につき 1, 642 円
(4) 処分総額	255, 214, 418 円
(5) 処分先	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)
(6) その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

##### 2. 処分の目的及び理由

当社は、平成29年3月24日付にて、業績連動型報酬制度（以下「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に関して設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を公表し、その後、平成29年6月23日開催の第86回定時株主総会において、役員報酬として決議されました。（本信託の概要につきましては、本日付「役員向け株式給付信託導入の詳細決定に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

本自己株式の処分は、本信託導入のため、本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量につきましては、対象期間を3事業年度ごとの期間とし、当該期間において株式給付規程に基づく付与株式数と、見込まれる受給予定者数に基づき算定した給付予定株式総数に相当するものであり、平成 29 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数に対し 0.39%（小数点第3位を四捨五入。平成 29 年 9 月 30 日現在の総議決権個数 384, 706 個に対する割合 0.40%）となります。

## 本信託の概要

名	称	役員向け株式給付信託							
委	託	者	当社						
受	託	者	株式会社りそな銀行						
			株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。						
受	益	者	対象者のうち、受益者要件を満たす者						
信	託	管	理	人	当社と利害関係を有しない第三者				
本	信	託	契	約	の	締	結	日	平成 29 年 11 月 13 日
金	銭	を	信	託	す	る	日	平成 29 年 11 月 13 日	
信	託	の	期	間	平成 29 年 11 月 13 日から本信託が終了するまでとします。(なお、信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止により終了いたします。)				
信	託	財	産	当社株式及び金銭					
議	決	権	行	使	の	方	針	本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。	

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本信託の導入を目的として行います。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議（以下、「本取締役会決議日」という。）の直前営業日である平成 29 年 10 月 24 日の東京証券取引所における当社株式の終値 1,642 円といたしました。本取締役会決議日の直前営業日の当社株式の終値を使用することにいたしましたのは、本取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためであります。

当該価額は、本取締役会決議日の直前 1 カ月間（平成 29 年 9 月 25 日から平成 29 年 10 月 24 日）の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である 1,667 円（円未満切捨て）からの乖離率は -1.50%、同直前 3 カ月間（平成 29 年 7 月 25 日から平成 29 年 10 月 24 日まで）の終値の平均値である 1,596 円（円未満切捨て）からの乖離率は 2.88%、同直前 6 カ月間（平成 29 年 4 月 25 日から平成 29 年 10 月 24 日まで）の終値の平均値である 1,509 円（円未満切捨て）からの乖離率は 8.81%となっており、これらを勘案した結果、特に有利な処分価額には該当せず、合理的なものと判断いたしました。

上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額に該当しない旨の意見を表明しております。

#### 4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上